

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
(令和5年10月改定)

福島市立ふくしま支援学校

福島市立ふくしま支援学校（以下「本校」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、「福島市いじめ防止等に関する条例」（平成29年4月1日施行。令和5年6月23日改正。以下「条例」という。）にのっとり、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年9月28日文部科学大臣決定。平成29年3月14日改定。以下「国の基本方針」という。）、条例第10条の規定に基づく「福島市いじめ防止基本方針」（平成29年7月策定。令和5年8月改定。以下「市基本方針」という。）により、いじめが、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為であると認識し、本校児童生徒の生命・身体を守り、子どもたちが健やかにたくましく成長することを願い、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめ防止等のための対策を危機意識を上げて、総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処し、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ問題に関する児童生徒の理解を深めるようにします。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、地域住民、及び関係機関等との連携の下にいじめ問題の克服に取り組みます。

2 基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（条例第2条第1号）」です。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① 「いじめは現に起きている」というレベルで危機意識をもつ。
- ② いじめは人権侵害であり、人間として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは暴力行為の有無にかかわらない。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの認知にあたっての教職員等の心構え

- ① いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童生徒の立場に立つこと
- ② いじめの被害児童生徒本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること
- ③ いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断すること
- ④ SNS上における悪口など、いじめの対象となっている児童生徒本人が気付いていない（心身の苦痛を感じるに至っていない）ケースも想定されるので、適切な対応に努めること
- ⑤ いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと
- ⑥ いじめは、すべての児童生徒が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要であること
- ⑦ いじめは、児童生徒が所属する学級等、閉塞性等を伴う環境で発生しやすいこと
- ⑧ ⑦に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと

【具体的ないじめの様態（例）】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 発言を無視されたり、発言に対して目配せ等をされたりする。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等の行為をされる。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をせがまれたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 持ち物や机等を避けられたり、汚いもののように扱われたりする。
 - ・ みんながやりたがらない役割等を無理やり押し付けられる。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループに故意に入れてもらえなかったり、外されたりする。

（４）評価と改善

- ① いじめ防止対策委員会において、年２回いじめ防止の取組について評価を行う。
- ② 年度末には、学校評価と併せて、全職員、保護者、学校評議員によるいじめ防止の取組についての評価を行う。
- ③ 評価の結果を踏まえ、適宜、改善案を検討するものとする。

３ いじめの防止（予防）

（１）いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学部主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者（※ なお、重大事態の調査の際は、P 11のとおりとする。）

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・ いじめ防止等に関する校内研修の企画・実施
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、アンケートや聞き取り調査等関係する児童生徒への事実関係の聴取、いじめの認知、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携など）
- ・ 委員会による評価に基づいた学校基本方針の見直しと改善
- ・ 「いじめに関する報告書及び重大事態の発生報告書」の作成と教育委員会への提出
- ・ 不登校重大事態が発生し、教育委員会より学校主体調査の指示があった場合の調査、報告書の教育委員会への提出
- ・ いじめの認知件数が一年間を通じ零件であった場合のその事実の公表

(2) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童生徒一人一人が活躍できる学級経営、集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ④ 学校基本方針に基づき、いじめは決して許されないという共通認識に立ち、教職員が組織的に対応する。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組について周知するとともに、適時適切に学校基本方針の見直し又は改定を図る。
- ⑥ SNS等による誹謗中傷によるいじめ事案も見られることから、児童等への情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対してインターネットの取扱いを含めた啓発を行う。
- ⑦ 教職員に対して児童等の内面理解に資する研修等を専門家の協力のもと実施する。また、「いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」方策についての研修や、児童等が自らいじめを生まない学校風土づくりに主体的に関与できるよう、教職員の指導力向上を目指した研修を実施する。

4 いじめの早期発見及び対処

(1) いじめの早期発見のための取組

- ① 児童生徒の些細な変化に気付く力を高め、些細な兆候であっても、いじめは現に起きているという基本認識のもと、早い段階から、的確にかかわりを持ち、いじめを軽視したり隠したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ② 以下のレベルから対応し、いじめを認知した場合、速やかに教育委員会に報告する。

レベル1：学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめを受けたと感じている。(アンケート調査、聞き取り、個別面談、声掛け)

レベル2：元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える(保健室への出入りの増加)、交友関係が変化する(孤立)、頻繁にいたづらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える(不登校傾向)、(組織的対応：学校いじめ対応組織による事実関係把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭、地域との連携)

レベル3：不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害(警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置)

レベル4：自殺未遂、自殺(SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、児童等、教職員 窓口の一本化：マスコミへの対応)

※ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(平成26年7月文部科学省)

- ③ 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童生徒、保護者に広く周知し、いじめを訴えやすい体制づくりに努める。
なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
 - ・ 個別懇談等を通じて学級担任による保護者からの聞き取り調査を行う。
 - ・ いじめ相談窓口を設置する。
- ④ 保護者を対象とした定期的なアンケートの実施により、児童生徒理解といじめの早期発見に努める。
 - ・ 保護者を対象とした定期的なアンケートを年3回実施する。
 - ・ 高等部生徒にいじめアンケート調査や聞き取り調査を年3回実施する。
 - ・ アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェック(人を替えて、複数人で再確認)を行う。
- ⑤ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
 - ・ 相談、連絡のあった事案は「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有や対策の検討を行い、迅速に対応する。

- ⑥ 児童生徒が適切な援助希求行動ができるよう「SOSの出し方に関する教育」を推進する。また、児童生徒が友達のSOSに気付くことができるような「親和的な集団」を育成する。

(2) いじめへの対処

- ① 児童生徒、保護者等からのいじめの相談を受けたり、いじめを見かけたりした場合は、直ちに、「いじめ防止対策委員会」への報告し適切な対応を行う。
- ② いじめの疑いがあることが確認された場合、直ちに、「いじめ防止対策委員会」に報告する。「いじめ防止対策委員会」においては情報を共有し、役割分担のもと、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で適切に対応する。その上で、いじめが確認された場合には、「いじめ防止対策委員会」でいじめを認知し、教育委員会に速やかに報告する。
- ③ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、学校間や関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。
- ④ 日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするように体制の整備に努める。
- ⑤ 被害児童生徒はもちろん、加害児童生徒についても児童生徒の心身の健康に関わる養護教諭・スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が内面理解に基づいた働きかけを、積極的に行うとともに、児童等にとって相談しやすい環境を整える。
- ⑥ 教育委員会、SC、SSW及びこども家庭課等と情報を共有しながら連携を強化する。
- ⑦ 児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害児童生徒の保護を最優先する。

二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。その際、以下の点に留意する。

 - 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
 - いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
 - 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと
 - 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること
- ② 対応の第二歩としては、「力になりたいので、何でも言ってほしい」と被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。

- ③ 対応の第三歩としては、加害児童生徒への指導及び被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復を図る。加害児童生徒の保護者にも協力を要請し、加害児童生徒が罪障感を抱き、被害児童生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけを行う。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害児童生徒の成長支援という視点に立って、加害児童生徒の内面理解に基づいた働きかけをSCやSSWを活用しながら長期的な指導ビジョンをもって行う。

加害児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵となる。また、指導の事前及び対応の過程で被害児童生徒及びその保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮も忘れてはならない。

- ④ 対応の第四歩としては、いじめがあった学級においては、いじめを見ていた児童生徒等には自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童生徒等に対してはいじめに加担する行為であることを理解させます。さらに、当事者を含め周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。
- ⑤ 対応にあたっては、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

(4) いじめ解消の判断

- ① 以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童等の観察、心のケア等を行う。

ア いじめに係る行為が解消している。

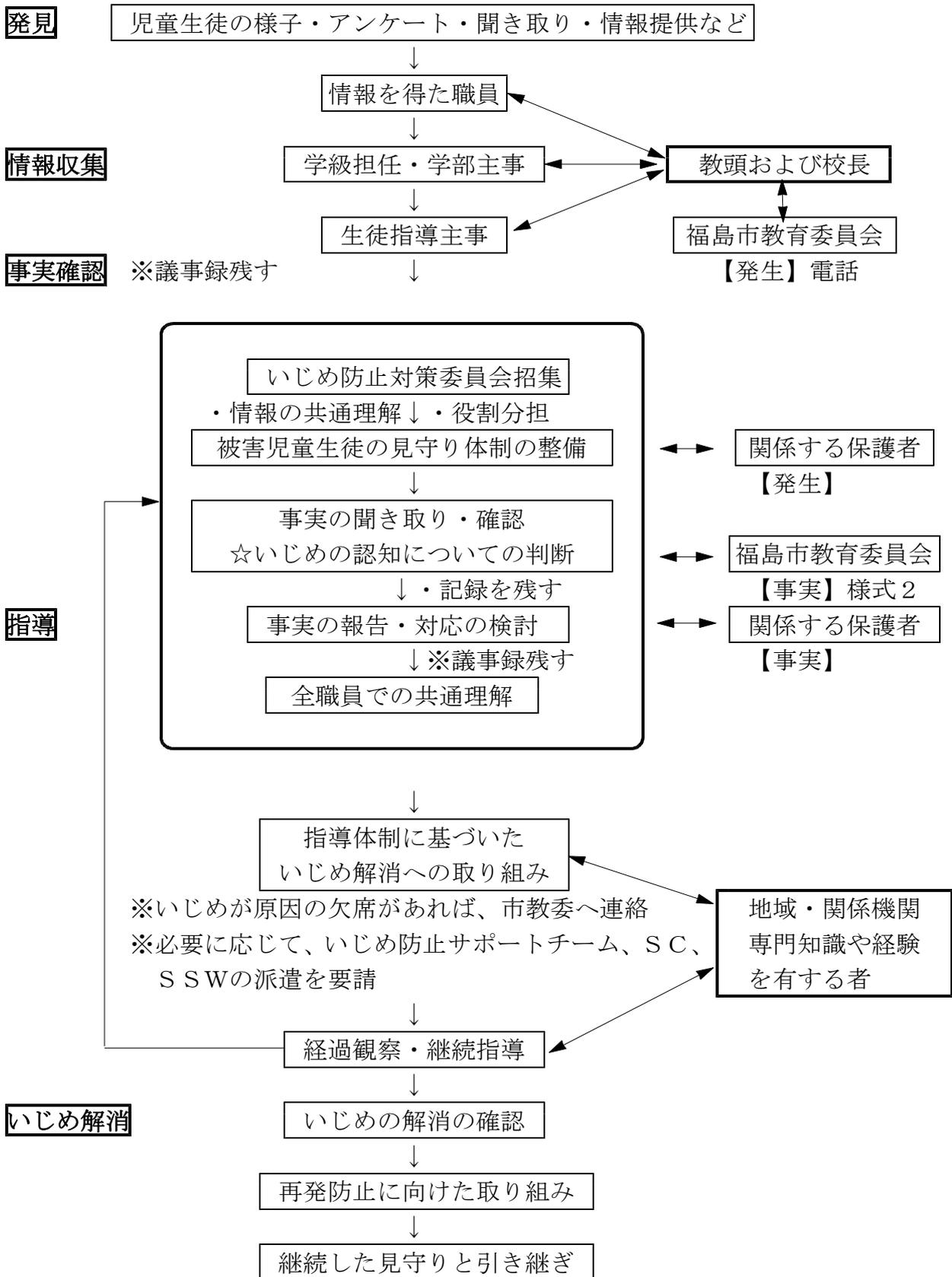
いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。)継続していること

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること

- ② 何をもっていじめの解消とするかの具体的な内容を、被害児童生徒及び保護者、教職員で共通理解を図っておく。

(5) いじめ問題対応フロー図



5 重大事態にかかる内容

(1) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、「市立学校用重大事態対応フロー図」「学校主体による不登校重大事態の調査」に沿って速やかに対応する。

① 重大事態とは

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合など
- ・ 精神性の疾患を発症した場合など
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）

○ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

○ 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

重大事態の発生及び疑いがあった場合は、福島市教育委員会を通じて7日以内に市長に報告する。

③ 校内で調査を行う組織（「市立学校に設ける組織」）の役割

ア 取り扱う重大事態は、不登校重大事態とする。

イ 不登校重大事態に係る調査は、主としていじめ解消と対象児童等の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きいことから、学校が調査にあたることを原則とする。

※不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)

ウ 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。

エ 調査途中で、調査組織を変更する場合もある。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施にあたっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童等の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- 1) 被害児童生徒から十分に聴き取る。
- 2) 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、被害児童生徒情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。
- 3) 加害児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- 4) 被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応にあたる。

イ 児童生徒の入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点

教育委員会の指示により、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(2) 市立学校用重大事態対応フロー図

教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

① いじめ防止対策委員会を母体とした調査組織を設置する。

- いじめ防止対策委員会に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。(学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者(OBも含む。))、教育委員会のSCやSSW等)

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。 「ガイドライン」P7～10参照

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。(5W1Hが有効)
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
- 被害児童生徒及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめる。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめる。
- 調査報告書の記載内容については、市基本方針P37を参考にする。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。

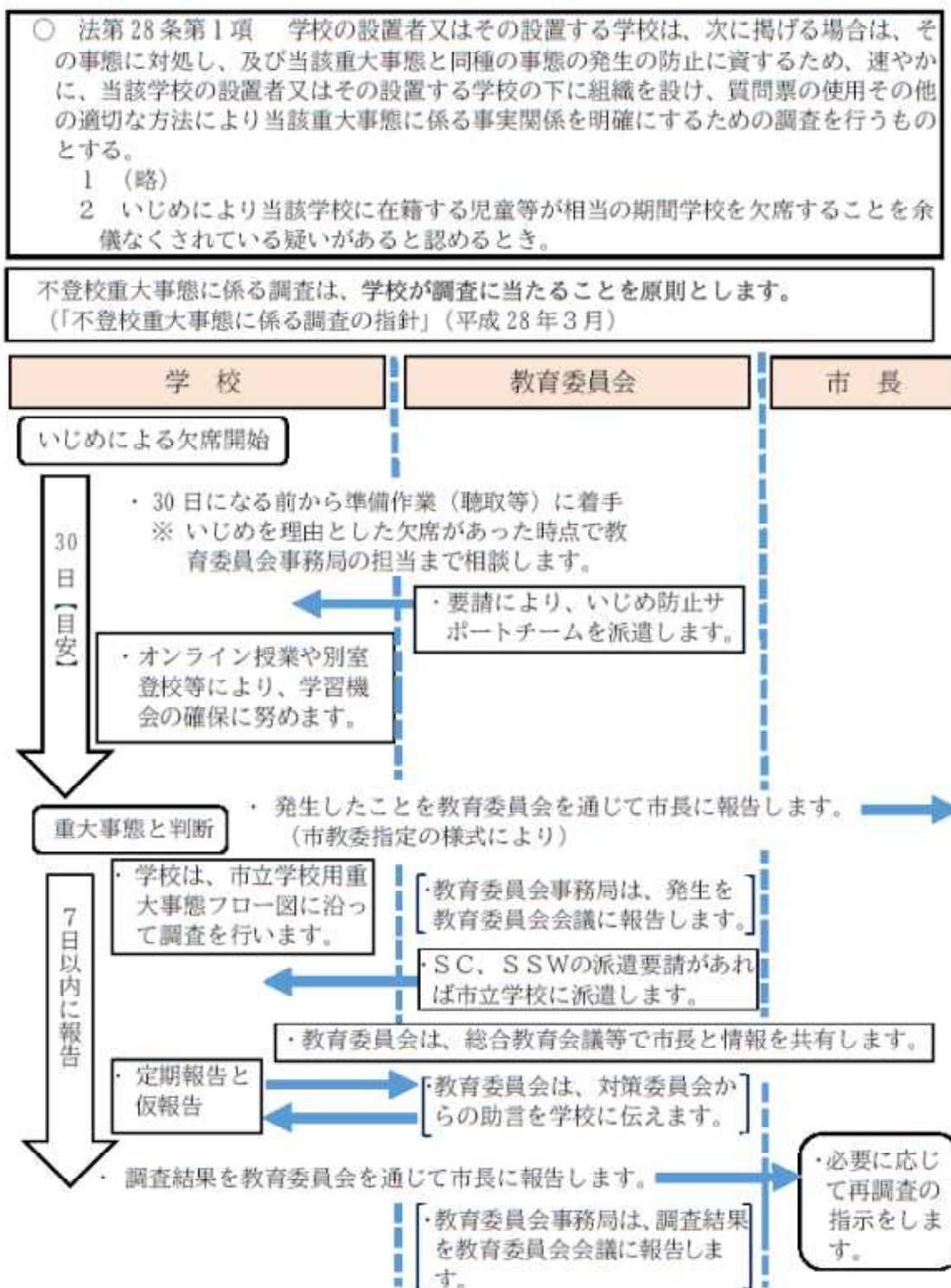
④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。

- 被害児童生徒及びその保護者に調査結果を報告し、被害児童生徒及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、調査資料を整理しておく。
- 調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

(3) 学校主体による不登校重大事態の調査



- 学校による不登校重大事態の調査は、児童等の学校復帰への支援と再発防止が主な目的となります。
- 被害児童等及びその保護者への情報提供はもちろんですが、加害児童等及びその保護者へも適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行います。

6 年間計画

月	生徒指導計画	いじめに関する調査	校内研修	いじめ防止対策委員会
4月	学校便り、学級懇談会、PTA総会等で「学校のいじめ防止基本方針」について説明		校内研修① 実態確認、共通理解、自校のいじめ防止基本方針の確認	委員会① 計画・目標の確認
5月	管理職による伝達講習	アンケート実施① 生徒・保護者		
6月	基本方針を受けた ・各学級における指導 ・情報モラル指導 ・校内見回り	【第1回定期調査報告】		
7月				
8月	夏季休業明けの対応について			前期反省
9月				委員会② 中間評価
10月				
11月		アンケート実施② 生徒・保護者	校内研修② いじめへの対応シミュレーション	
12月		【第2回定期調査報告】		
1月				後期反省
2月				
3月	学校のいじめ対応の検討と次年度の引継ぎ事項の確認	アンケート実施③ 生徒・保護者 【第3回定期調査報告】		委員会③ 年間評価・次年度の計画・目標の作成